	11月	昭和15年11月２日から昭和15年12月１日までに生まれた者	118,990	104,670	89,860	75,010	60,110	45,150	30,150	15,100	—	—	—	—
	12月	昭和15年12月２日から昭和16年１月１日までに生まれた者	133,700	119,430	104,670	89,860	75,010	60,110	45,150	30,150	15,100	—	—	—
平成23年	１月	昭和16年１月２日から昭和16年２月１日までに生まれた者	148,360	134,140	119,430	104,670	89,860	75,010	60,110	45,150	30,150	15,100	—	—
	２月	昭和16年２月２日から昭和16年３月１日までに生まれた者	162,980	148,800	134,140	119,430	104,670	89,860	75,010	60,110	45,150	30,150	15,100	—
	３月	昭和16年３月２日から昭和16年４月１日までに生まれた者	177,540	163,420	148,800	134,140	119,430	104,670	89,860	75,010	60,110	45,150	30,150	15,100

別表第九（第三条第一項関係）〔６月間の四分の三保険料を前納する場合〕

前納する月	平成22年７月から平成22年10月までの月
前　納　額	67,430円

別表第十（第三条第二項関係）〔平成22年６月までの期間のすべての四分の三保険料を前納する場合〕

前納する月	平　成　22　年			
	３月	４月	５月	６月
前　納　額	円 44,770	円 33,880	円 22,620	円 11,330

別表第十一（第三条第二項関係）〔平成23年３月までの期間のすべての四分の三保険料を前納する場合〕

前納する月	平　成　22　年						平　成　23　年		
	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
前　納　額	円 100,650	円 89,610	円 78,540	円 67,430	円 56,280	円 45,100	円 33,880	円 22,620	円 11,330

別表第十二（第三条第三項関係）〔平成22年７月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての四分の三保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月			
			平　成　22　年			
			３月	４月	５月	６月
平成	４月	昭和25年４月２日から昭和25年５月１日までに生まれた者	円 11,000	円 —	円 —	円 —
	５月	昭和25年５月２日から昭和25年６月１日までに生まれた者	22,290	11,330	—	—
22年	６月	昭和25年６月２日から昭和25年７月１日までに生まれた者	33,550	22,620	11,330	—
	７月	昭和25年７月２日から昭和25年８月１日までに生まれた者	44,770	33,880	22,620	11,330

別表第十三（第三条第三項関係）〔平成23年３月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての四分の三保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前　納　す　る　月							
			平　成　22　年						平成23年	
			７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月
平成22年	８月	昭和25年８月２日から昭和25年９月１日までに生まれた者	円 11,330	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
	９月	昭和25年９月２日から昭和25年10月１日までに生まれた者	22,620	11,330	—	—	—	—	—	—
	10月	昭和25年10月２日から昭和25年11月１日までに生まれた者	33,880	22,620	11,330	—	—	—	—	—
	11月	昭和25年11月２日から昭和25年12月１日までに生まれた者	45,100	33,880	22,620	11,330	—	—	—	—
	12月	昭和25年12月２日から昭和26年１月１日までに生まれた者	56,280	45,100	33,880	22,620	11,330	—	—	—
平成23年	１月	昭和26年１月２日から昭和26年２月１日までに生まれた者	67,430	56,280	45,100	33,880	22,620	11,330	—	—
	２月	昭和26年２月２日から昭和26年３月１日までに生まれた者	78,540	67,430	56,280	45,100	33,880	22,620	11,330	—
	３月	昭和26年３月２日から昭和26年４月１日までに生まれた者	89,610	78,540	67,430	56,280	45,100	33,880	22,620	11,330

別表第十四（第四条第一項関係）〔６月間の半額保険料を前納する場合〕

前納する月	平成22年７月から平成22年10月までの月
前　納　額	44,930円

別表第十五（第四条第二項関係）〔平成22年６月までの期間のすべての半額保険料を前納する場合〕

前納する月	平　成　22　年			
	３月	４月	５月	６月
前　納　額	円 29,830	円 22,580	円 15,080	円 7,550